

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-43)

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、今後、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、既に仮置場を確保している自治体は概ね平成25年度中の搬入完了を目標とする。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映する。 指定廃棄物の処理については、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保して進めることを目指す。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	77,224,000	97,139,000
	補正予算(b)	-	46,198,912	10,427,000	
	繰り越し等(c)	-	0	41,885,000	
	合計(a+b+c)	-	46,198,912	129,536,000	
執行額(千円)	-	1,776,000	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
		「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の設置に向けた取組を実施中。一部仮置場については供用開始済み。	100
		施策の進捗状況(実績)	目標
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づき、最終処分場設置に向けた取組を実施中。	100
		施策の進捗状況(実績)	目標
3 中間貯蔵施設の供用開始	/	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	27年 供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対策地域内廃棄物の処理について、仮置場や仮設焼却炉等の設置に向けた取組を行っている。平成25年9月末時点で、南相馬市4箇所、浪江町1箇所、楡葉町4箇所、川内村1箇所の仮置場について供用開始済み。楡葉町では、災害廃棄物の搬入が完了し、川内村では、家の片付けごみの搬入が概ね完了。なお、田村市については、仮置場を設置せずに処理中。 ・「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行った。 ・中間処理に関しては、下水汚泥については、福島市堀河町終末処理場と県中浄化センター(郡山市)で減容化事業を進めている。農林業系副産物については、岩手県一関市において、生活ごみと放射性物質を含む牧草を一緒に焼却処理を行う実証事業を実施するとともに、福島県鮫川村において、村内で発生し処理が滞っている稲わら・たい肥等を処理するため、仮設焼却施設の設置を進めている。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・対策地域内廃棄物の処理については、目標としている平成26年3月末までの終了が困難であることから、処理の進捗状況について総点検を実施し、今後の対策地域内廃棄物処理の進め方、処理の加速化・円滑化のための施策についてとりまとめ、平成25年9月10日に公表。今後、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、既に仮置場を確保している自治体は概ね平成25年度中の搬入完了を目標とする。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映する。 ・指定廃棄物の最終処分場候補地の選定については、昨年9月に候補地を示した地元からの強い反対等を受け、その後の説明ができず、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。このような状況を受け、これまでの取組経緯について検証を行った結果、地域の実情や意向を重視する新たなプロセスへと大幅に改めることとした。これを受け、平成25年3月以降、自治体との意見交換を重視するため、市町村長会議を開催している。市町村長会議において、有識者会議で、ご審議いただいた施設の安全性、候補地の選定手順等について丁寧な説明して進めているが、各県毎に異なる対応の検討が必要となっており調整が難航している。今後とも、丁寧に手順を踏みつつ、着実に前進できるよう取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	・最終処分場等の安全性の確保に関する考え方から選定手順に基づいて実施する詳細調査の方法、その結果の評価も含めた一連の作業について評価を頂くため、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	—	—	372,090,331	497,795,893
	補正予算(b)	—	199,662,689	—	
	繰り越し等(c)	—	-125,678,429		
	合計(a+b+c)	—	73,984,260	281,311,660	
執行額(千円)	—	73,948,582	180,204,421		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2013				

測定指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	施策の進捗状況(実績)	目標
						1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量					放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	長期的な目標 1ミリシーベルト以下
3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量					放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年8月末末 平成23年8月末と比べて約50%減
4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量					放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年8月末末 平成23年8月末と比べて約60%減少
5	中間貯蔵施設の供用開始					「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	平成27年 供用開始

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、10市町村で除染実施計画を策定し、準備の整った市町村から順次除染作業に着手しており、そのうち田村市においては、計画に基づく除染が終了している(平成25年6月現在)。また、市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところ(平成25年6月現在)。さらに、平成24年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、同年4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築しており、引き続き、体制の充実を図っている。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○上記を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら、除染等の措置等を推進するとともに、中間貯蔵施設設置に向けた取組を進めていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	環境回復検討会等
-----------------	----------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月) ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対処特措法施行チーム	作成責任者名	森下 哲	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------------	--------	------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-45)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。				
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	1,900,250	1,400,250
	補正予算(b)	-	-	0	0
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針				

測定指標		施策の進捗状況(実績)					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
測定指標	被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況	-	-	-	-	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	被ばく線量評価システム開発
	健康影響に関する調査研究の実施	施策の進捗状況(実績)					目標年度
		甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。					-
測定指標	安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況	施策の進捗状況(実績)					目標年度
		放射線に関する統一的基础資料を作成した。また、講師の育成研修(3回73名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(30回1565名)、車座集会(9回85名)、専門家意見交換会(4回111名)を実施した。					-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○事故初期の甲状腺被ばく線量について開発した手法により推計を行い、福島県内においては比較的線量が高い地域でも90パーセントイル値で30mSv程度(甲状腺等価線量)という結果が得られた。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)や国際放射線防護委員会(ICRP)等の国際機関に所属する専門家に参加する国際シンポジウムを2回開催した。 ○甲状腺の有所見率調査を福島県外3県で行い、福島県での有所見率と同程度の結果が得られたことを公表した。 ○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的基础資料を作成するとともに、保健医療従事者、学校関係者等に研修を行う講師を育成し、放射線に関する研修を実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムの開発を行い、実施した。
	目標期間終了時点の総括	<p>平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。</p> <p>福島県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。 ○甲状腺の有所見率調査については、福島県との比較データが得られたことから、当初の目的は達成された。 ○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一的基础資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名	桐生康生	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------	--------	------	----------	---------